平成２５年（フ）第１５０２号
さいたま市緑区東浦和３丁目７番地11　ノーブルクレイン308
債務者　竹田　吉彦
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５０９号
さいたま市西区大字佐知川1136番地
債務者　高澤　　聡
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５１６号
さいたま市岩槻区宮町２丁目10番14号
債務者　小見野敏夫
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５２３号
埼玉県蓮田市上２丁目７番18号　ラデヴィーナ蓮田202号、旧住所さいたま市見沼区島町862番地７
債務者　立元　直文
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５２９号
さいたま市西区大字西遊馬1916番地３　１号棟106号、前住所さいたま市西区大字峰岸83番地１　ライオンズガーデン大宮指扇210号
債務者　笹川　義之
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５７８号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地８街区17棟308号
債務者　高野　和男
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
岐阜県大垣市東前２丁目17番地　種田アパート
債務者　坂東　隆史
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１０６６号
堺市西区上野芝向ヶ丘町６丁17番38号　上野芝ハイツ17号
債務者　味谷　秀信
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０７４号
堺市美原区北余部西１丁目１番５―909号
債務者　大石ナミ子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０８４号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番42―106号
債務者　松井　　茂
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０９３号
堺市美原区北余部西１丁目１番４―906号
債務者　石﨑　　茜
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１３０号
大阪府富田林市楠町４番２―705号
債務者　井ノ坂保仁
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１３１号
大阪府富田林市楠町４番２―705号
債務者　井ノ坂あゆみ
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１３９号
堺市北区百舌鳥梅町３丁１番地13　パープルマンションⅡ303号
債務者　竺山　正純
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１９８号
大阪府羽曳野市野148番地の３グループホームあゆみⅡ、前住所大阪府羽曳野市野164番地の１医療法人丹比荘丹比荘病院、住民票上の住所大阪市阿倍野区文の里４丁目24番14号サンハイツ文の里606号
債務者　上野美江子（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２０１号
大阪府富田林市加太２丁目７番11―402号
債務者　川村　弘美
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０５１号
広島市安佐南区山本新町５丁目５番31号
債務者　田中　順子（旧姓渡辺・松原）
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
広島地方裁判所民事第４部